

# 青い森林業アカデミーサポート会設置要領

令和3年3月5日 制定

## (趣旨)

第1条 森林・林業・木材産業等に精通した企業、団体等が有する専門的な知識と技術を活用し、青い森林業アカデミーの研修の充実を図るため、青い森林業アカデミーサポート会（以下「サポート会」という。）を設置する。

## (協力事項)

第2条 サポート会構成員は、青い森林業アカデミーの研修に関する次に掲げる事項に協力する。

- (1) 研修フィールドの提供（施設の視察等を含む）
- (2) 専門的事項に係る講師の派遣
- (3) 就業体験の受入
- (4) その他研修の円滑な実施に必要な事項

## (構成)

第3条 サポート会は、森林・林業・木材産業等に精通した企業、団体等により構成する。

- 2 サポート会に加入する場合は、事務局に加入申出書（様式第1号）を提出する。
- 3 サポート会を退会する場合は、事務局に退会届出書（様式第2号）を提出する。
- 4 サポート会に会長を置き、会長は一般社団法人青森県林業協会会長を充てる。
- 5 会長は、会を代表する。

## (会議)

第4条 サポート会の会議は、会長が招集する。

## (事務局)

第5条 サポート会の事務局は、青森県農林水産部林政課内に置く。

## (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、サポート会の運営に関して必要な事項は、別に定める。